

答 申 書
(答 申 第 261 号)
平成 30 年 2 月 7 日

1 審査会の結論

別紙 1 に掲げる開示請求に対し、アカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙 1 に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る 101 件の審査請求は、同一人からの開示請求であって、実施機関が行った補正命令に対し提出された説明責任の履行を命じる文書（以下「アカウントビリティー履行命令書」という。）の本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

審査請求人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件に係る事実について

平成 18 年 12 月 25 日付けで本件審査請求人から、実施機関が行った公文書一部開示決定処分に対する異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、実施機関は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 48 条において準用する同法第 21 条に基づき、平成 19 年 1 月 29 日付けで補正命令を審査請求人に対し行った。

これに対し、審査請求人から平成 19 年 2 月 8 日付けでアカウントビリティー履行命令書の送付があり、補正命令に対しての説明を求められたことから、平成 19 年 2 月 9 日付けで審査請求人に対し、補正命令の内容について回答を行ったところである。

審査請求人からは、以後も実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出があったが、平成 19 年 6 月 21 日付けのアカウントビリティー履行命令書に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成 19 年 6 月 28 日付けで、審査請求人に対し回答を行ったところ、この回答については、受け取る理由がないものとして平成 19 年 6 月 30 日付けで返送され、さらに、その後も審査請求人から実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出が続いているものである。

なお、実施機関が行った補正命令については、期限までに審査請求人から補正書の提出はなかったが、平成 19 年 2 月 8 日付けのアカウントビリティー履行命令書の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成 18 年 12 月 25 日付けの異議申立ては、平成 19 年 3 月 7 日付けで受理決定し、同月 14 日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところである。

(イ) 本件基礎資料について

審査請求人は、アカウントビリティーが不履行であると主張しているが、上記のとおり、平成 19 年 2 月 9 日及び同年 6 月 28 日付けで回答しているものであり、審査請求人がその回答を認めていないものである。

このように、アカウントビリティー履行命令書については、既に回答を行っており、審査請求人に対する説明責任は果たされていると判断しているものであり、アカウントビリティー不履行との判断はしていないものである。

したがって、審査請求人が主張している本件基礎資料は存在しないことから、本件処分は適当である。

イ 当審査会は、アカウントビリティー履行命令書に係る本件基礎資料については、平成 21 年 6 月 4 日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第 92 号（以下「答申第 92 号」という。）において、「当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分（公文書不存通知）の妥当性を判断するものであり、『アカウントビリティー履行命令書は回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、本件基礎資料は存在しない』との実施機関の主張については、異議申立人に対する説明責任が果たされているかどうかはともかくとして、必ずしも不自然とは言えない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第 92 号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 29 年 10 月 18 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 566） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書）の提出
平成 29 年 10 月 27 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号 566）
平成 30 年 1 月 24 日	○ 審議（諮問番号 566）
平成 30 年 1 月 30 日 （第 93 回審査会）	○ 答申案審議
平成 30 年 2 月 7 日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

1 諮問番号 566 - 1

「総務部人事局法制文書課」が平成28年12月21日收受（受理）した、平成28年12月21日付け「アカウントビリティー履行再々 = 3,550字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 3,552回目、履行期限 3,602日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

2 諮問番号 566 - 2

「総務部人事局法制文書課」が平成28年12月26日收受（受理）した、平成28年12月22日付け「アカウントビリティー履行再々 = 3,551字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 3,553回目、履行期限 3,603日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

3 諮問番号 566 - 3

「総務部人事局法制文書課」が平成28年12月26日收受（受理）した、平成28年12月23日付け「アカウントビリティー履行再々 = 3,552字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 3,554回目、履行期限 3,604日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

4 諮問番号 566 - 4

「総務部人事局法制文書課」が平成28年12月26日收受（受理）した、平成28年12月24日付け「アカウントビリティー履行再々 = 3,553字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 3,555回目、履行期限 3,605日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

5 諮問番号 566 - 5

「総務部人事局法制文書課」が平成28年12月26日收受（受理）した、平成28年12月25日付け「アカウントビリティー履行再々 = 3,554字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 3,556回目、履行期限 3,606日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

6 諮問番号 566 - 6

「総務部人事局法制文書課」が平成28年12月26日收受（受理）した、平成28年12月26日付け「アカウントビリティー履行再々 = 3,555字数命令書」（アカウントビリティー履行要請 3,557回目、履行期限 3,607日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む）。

※ 諮問番号566-7～101については省略